

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護保険室)	一
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の変更の届出	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の変更の届出	(同)	六
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	七
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の変更の届出	(同)	七
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	八
○農地保有合理化事業規程の変更の承認	(農業振興課)	八
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(森林整備課)	九
○保安林の指定施業要件の変更の予定告示内容の揭示	(同)	九
○公有水面埋立ての免許(二件)	(水産業基盤整備課)	九
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	一〇
○道路の供用開始	(道路課)	一一
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	一一
○土地改良事業計画の適当の決定	(仙台地方振興事務所)	一一
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	一二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決		一二

定

公安委員会

(会計課)

- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 一三
- 警備業法第二十三條第一項の規定に基づく検定の実施 一四
- 宮城県公報第一九五五号中 正 誤 一五

告 示

○宮城県告示第八百十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
○四七三二〇〇七二五	ヘルパーステーションたんぼぼ 遠田郡美里町北浦字蓮沼三十五番一	有限会社konno	平成二十年五月十五日
○四七二五〇〇一七三	有限会社西古川タクシー 大崎社事業部四季のめぐみ 地のー 新堀字旭町五番	有限会社西古川タクシー	平成二十年五月十五日
○四七五二〇二八一〇	西花苑訪問介護ステーション 仙台市青葉区西花苑一丁目 三十九番七号西花苑コミュニ ニテイ	株式会社シグマコミュニテイ	平成二十年六月一日
○四七〇九〇〇四三三	株式会社ゆとりケアステーション 多賀城市山王字山王四区八 十二番一号	株式会社ゆとりステーション	平成二十年六月十五日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

三 通所介護

〇四七〇二〇二七二四	アースサポート株式会社石巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地六	アースサポート株式会社	平成二十年五月一日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二七七八	おおさわデイサービスセンター 仙台市青葉区芋沢字横前一番地の二	社会福祉法人陽光福祉会	平成二十年五月一日
〇四七〇九〇〇四一六	デイサービスなべさん家 多賀城市笠神二丁目十四番四十四号	特定非営利活動法人 seison	平成二十年五月一日
〇四七二二〇〇七九〇	小規模多機能施設佐沼のまりちゃん家 登米市迫町佐沼字中江四丁目十四番地十三	有限会社まりちゃん家	平成二十年五月一日
〇四七一一〇〇三四七	ひなたぼっこ二木 岩沼市二木二丁目三番七九号	特定非営利活動法人ホムひなたぼっこ	平成二十年五月十二日
〇四七五一〇二七九四	デイサービスセンターあんずハウス西花苑 仙台市青葉区西花苑一丁目三十九番七号西花苑コミュニティ	株式会社シグマコミュニティ	平成二十年五月十五日
〇四七三二〇〇七一一	デイサービスセンターたんぼぼ美里 遠田郡美里町北浦字蓮沼三十五番一	有限会社seino	平成二十年五月十五日
〇四七五四〇一九九九	デイサービスセンターらいらく 仙台市太白区長町三丁目九番八号	株式会社ヘルシーファイブ	平成二十年五月十五日
〇四七五五〇一八二二	あ・うん 仙台市泉区将監十一丁目九番三号	株式会社悠司	平成二十年六月一日
〇四七五三〇一四七九	バイタルケア若林デイサービスセンターさふらの家 仙台市若林区木ノ下四丁目八番十五号	株式会社バイタルケア	平成二十年六月一日
〇四七五四〇一九七二	アンチエイジングステーションボブラ 仙台市太白区鉤取一丁目五番七号	株式会社若葉	平成二十年六月十五日

四 短期入所生活介護

〇四七五二〇二七八六	特別養護老人ホームエコーが丘【短期】 仙台市青葉区芋沢字横前一番地の二	社会福祉法人陽光福祉会	平成二十年五月一日
〇四七二八〇〇五八〇	特別養護老人ホームみやぎ加美郡加美町宮崎字屋敷七番二十九番	社会福祉法人みやぎ会	平成二十年六月一日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

五 特定施設入居者生活介護

〇四七五二〇二八〇二	さくらハウス西花苑 仙台市青葉区西花苑一丁目三十九番七号西花苑コミュニティ	株式会社シグマコミュニティ	平成二十年五月十五日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

六 福祉用具貸与

〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東十八番地の八	トータル福祉株式会社	平成二十年六月一日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

七 特定福祉用具販売

〇四七〇七〇〇二二〇	指定居宅サービス事業所 名取市増田字柳田八十番地	社会福祉法人名取市社会福祉協議会	平成二十年六月一日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東十八番地の八	トータル福祉株式会社	平成二十年六月一日
介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日

〇宮城県告示第八百十三号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二三〇一一六八	事業者の名称及び所在地 ふれあいの里しわひめ 栗原市志波姫沼崎首根七十 六番地二	申請者名 社会福祉法人ふれあいの 里	指定年月日 平成二十年 五月一日
〇四七二二〇〇七九〇	小規模多機能施設佐沼のま りちゃん家 登米市迫町佐沼字中江四丁 目十四番地十三	有限会社まりちゃん家	平成二十年 五月一日
〇四七一四〇〇五〇七	ケアプランセンターたんぼ 東松島市大曲字下台百二十 八番地百八十七	株式会社たんぼぼ	平成二十年 五月十五日
〇四七三二〇〇七三三	ケアプランセンターたんぼ 遠田郡美里町北浦字蓮沼三 十五番一	有限会社komo	平成二十年 五月十五日
〇四七五一〇二八二八	西花苑居宅介護支援セン ター 仙台市青葉区西花苑一丁目 三十九番七号西花苑コミュ ニティ	株式会社シグマコミュニ ティ	平成二十年 六月一日
〇四七〇九〇〇四二四	アースサポート株式会社 多賀城在宅サービスセン ター 多賀城市八幡二丁目二十三 番地九号	アースサポート株式会社	平成二十年 六月十五日

○宮城県告示第八百十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二一八〇〇五八〇	事業者の名称及び所在地 特別養護老人ホームみやぎ 加美郡加美町宮崎字屋敷七 番二十九番	申請者名 社会福祉法人みやぎ会	指定年月日 平成二十年 六月一日
--------------------------	--	--------------------	------------------------

○宮城県告示第八百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七三二〇〇七二五	事業者の名称及び所在地 ヘルパーステーションたん ぼぼ 遠田郡美里町北浦字蓮沼三 十五番一	申請者名 有限会社komo	指定年月日 平成二十年 五月十五日
〇四七一五〇〇一七三	有限会社西古川タクシー介 護福祉事業部四季のめぐみ 大崎市古川新堀字旭町五番 地の一	有限会社西古川タクシー	平成二十年 五月十五日
〇四七五一〇二八一〇	西花苑訪問介護ステーショ ン 仙台市青葉区西花苑一丁目 三十九番七号西花苑コミュ ニティ	株式会社シグマコミュニ ティ	平成二十年 六月一日
〇四七〇九〇〇四三二	株式会社ゆとりケアステー ション 多賀城市山王字山王四区八 十二番一号	株式会社ゆとりステー ション	平成二十年 六月十五日
〇四七〇二〇一七二四	アースサポート株式会社石 巻在宅サービスセンター 石巻市蛇田字下谷地一番地 六	アースサポート株式会社	平成二十年 五月一日
〇四七五二〇二七七八	事業者の名称及び所在地 おおさわデイサービスセン ター 仙台市青葉区宇沢字横前一 番地の二	申請者名 社会福祉法人陽光福祉会	指定年月日 平成二十年 五月一日

一 介護予防訪問介護

二 介護予防訪問入浴介護

三 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七〇九〇〇四一六	デイサービスなべさん家 多賀城市笠神二丁目十四番 四十四号	特定非営利活動法人 nabeさん	平成二十年 五月一日
〇四七二二〇〇七九〇	小規模多機能施設佐沼のま りちゃん家 登米市迫町佐沼字中江四丁 目十四番地十三	有限会社まりちゃん家	平成二十年 五月一日
〇四七一一〇〇三四七	ひなたぼっこ二木 岩沼市二木一丁目三番七 九号	特定非営利活動法人ホー ムひなたぼっこ	平成二十年 五月十二日
〇四七五一〇二七九四	デイサービスセンターあ んずハウス西花苑 仙台市青葉区西花苑一丁目 三十九番七号西花苑コミュ ニティ	株式会社シグマコミュニ ティ	平成二十年 五月十五日
〇四七三二〇〇七二七	デイサービスセンターたん ぼぼ美里 遠田郡美里町北浦字蓮沼三 十五番一	有限会社tomo	平成二十年 五月十五日
〇四七五四〇一九四九	デイサービスセンターらい らく 仙台市太白区長町三丁目九 番八号	株式会社ヘルシーファイ ブ	平成二十年 五月十五日
〇四七五五〇一八二二	あ・つん 仙台市泉区将監十一丁目九 番三号	株式会社悠司	平成二十年 六月一日
〇四七五四〇一九七二	アンチエイジングステー ションボブラ 仙台市太白区鉤取一丁目五 番七号	株式会社若葉	平成二十年 六月十五日

四 介護予防短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五一〇二七八六	特別養護老人ホームエコー が丘(短期) 仙台市青葉区芋沢字横前一 番地の二	社会福祉法人陽光福祉会	平成二十年 五月一日
〇四七二一八〇〇五八〇	特別養護老人ホームみやざ き 加美郡加美町宮崎字屋敷七 番二十九番	社会福祉法人みやざき会	平成二十年 六月一日

五 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
-----------	-------------	------	-------

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五二〇二八〇二	さくらハウス西花苑一丁目 二十九番七号西花苑コミュ ニティ	株式会社シグマコミュニ ティ	平成二十年 五月十五日

六 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東 十八番地の八	トータル福祉株式会社	平成二十年 六月一日
〇四七五二〇〇二二八	仙台農業協同組合 仙台市宮城野区新田東二丁 目十五番地の二	仙台農業協同組合	平成二十年 六月十五日

七 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	指定年月日
〇四七五四〇一九五六	トータル福祉株式会社 仙台市太白区茂庭字梨野東 十八番地の八	トータル福祉株式会社	平成二十年 六月一日
〇四七〇七〇〇二二〇	指定居宅サービス事業所 ほつとなとり 名取市増田字柳田八十番地	社会福祉法人名取市社会 福祉協議会	平成二十年 六月一日

〇宮城県告示第八百十六号
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から
次のとおり変更した旨届出があった。
平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

変更前	変更後	変更後
〇四七二七〇〇六五七	和泉介護サービス・ 七ツ森	黒川郡富谷町ひより台 一丁目三十八番九号シ ヤイニーひより台一 号
〇四七二七〇〇六五七	和泉介護サービス・ 七ツ森	黒川郡大和町鶴巣北目 大崎字岸百一番地六号

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七〇六〇〇三三〇		〇四七〇六〇〇三三九		〇四七五二〇〇五三三
里	株式会社ほえみの	里	株式会社ほえみの	北四番丁	ニチイケアセンター
有限会社ほえみの	白石市白川小奥字表前六十八番地	白石市沢目五十六番地	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号東日本ビル三階	仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号東日本ビル三階
	平成二十年六月三日		平成二十年五月十九日		平成二十年四月二十八日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七〇六〇〇三四七		〇四七〇六〇〇三三〇		〇四七五二〇〇五三三
センター	社会福祉法人白石ひまわりひまわり福祉センター	センター	社会福祉法人白石ひまわりひまわり福祉センター		ニチイケアセンター
白石市沢目五十六番地	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	白石市白川小奥字表前六十八番地	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二		ニチイケアセンター
	平成二十年五月十九日		平成二十年六月三日		平成二十年四月二十八日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四六二八九〇〇二二		〇四七〇六〇〇三三〇		〇四七五二〇〇五三三
テイション	社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	テイション	社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション		ニチイケアセンター
加美郡加美町大門七十八番地の一	加美郡加美町南町百八十一番一	加美郡加美町大門七十八番地の一	加美郡加美町南町百八十一番一		ニチイケアセンター
	平成二十年四月一日		平成二十年六月三日		平成二十年四月二十八日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七一五〇一三六一		〇四七〇六〇〇三三〇		〇四七五二〇〇五三三
限会社日向僕君	プロンブター甲斐有	限会社日向僕君	プロンブター甲斐有		ニチイケアセンター
大崎市古川飯川字西村二十七	大崎市古川字上古川三百三十番一号	大崎市古川飯川字西村二十七	大崎市古川字上古川三百三十番一号		ニチイケアセンター
	平成二十年五月十九日		平成二十年六月三日		平成二十年四月二十八日

五 福祉用具貸与

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七一五〇〇九〇〇		〇四七〇六〇〇三五四		〇四七五二〇〇五三三
社部	株式会社高勝の家福祉部	社部	株式会社高勝の家福祉部		ニチイケアセンター
大崎市古川幸町二丁目六番八号	大崎市古川幸町二丁目四番三十一号	大崎市古川幸町二丁目六番八号	大崎市古川幸町二丁目四番三十一号		ニチイケアセンター
	平成二十年六月一日		平成二十年五月十九日		平成二十年四月二十八日

六 特定福祉用具販売

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七一五〇〇九〇〇		〇四七〇六〇〇三三二		〇四七五二〇〇五三三
	介護プランひまわり		介護プランひまわり		ニチイケアセンター
大崎市古川幸町二丁目六番八号	大崎市古川幸町二丁目六番八号	大崎市古川幸町二丁目六番八号	大崎市古川幸町二丁目六番八号		ニチイケアセンター
	平成二十年五月一日		平成二十年五月十九日		平成二十年四月二十八日

〇宮城県告示第八百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年八月八日

一 訪問介護

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七五二〇〇九二	事業者の名称及び所在地 東北ライフサービス青葉介護センター 仙台市青葉区支倉町一番七号支倉ハイツA・一	申請者名 株式会社東北ライフサービス	廃止年月日 平成二十年六月三十日
〇四七五二〇一五二三	ここみケア訪問介護 仙台市宮城野区幸町一丁目十九番二十八号	株式会社ここみケア	平成二十年六月三十日
〇四七五三〇二二九七	セバックヘルパーステーション 仙台市若林区荒町百七十二番地第一旭ビル二階	有限会社セバック	平成二十年六月三十日

二 訪問入浴

介護保険事業所番号 〇四七〇九〇〇二八	事業者の名称及び所在地 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会 多賀城市中央一丁目一番一 号多賀城市社会福祉センター内	申請者名 社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	廃止年月日 平成二十年四月一日
------------------------	--	---------------------------	--------------------

三 訪問看護

介護保険事業所番号 〇四六五一九〇〇七二	事業者の名称及び所在地 社団法人宮城県看護協会双葉ヶ丘訪問看護ステーション 仙台市青葉区双葉ヶ丘一丁目二十三番十五号	申請者名 社団法人宮城県看護協会	廃止年月日 平成二十年三月三十一日
〇四六〇八九〇〇一五	社団法人宮城県看護協会角田訪問看護ステーション 角田市角田字柳町三十五番地一	社団法人宮城県看護協会	平成二十年六月三十日

四 通所介護

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇六一六	事業者の名称及び所在地 和風園のどか 黒川郡富谷町日吉台一丁目十六番七号	申請者名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	廃止年月日 平成二十年三月三十一日
-------------------------	--	--------------------------	----------------------

五 福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五二〇〇六七三	事業者の名称及び所在地 株式会社東京義髪整形仙台営業所 仙台市青葉区一番町二丁目十番二十六号旭コーポラス一番町二階	申請者名 株式会社東京義髪整形	廃止年月日 平成二十年三月三十一日
〇四七五五〇〇〇九六	介護ショップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の二	株式会社松田会	平成二十年六月三十日

六 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五五〇〇〇九六	事業者の名称及び所在地 介護ショップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の二	申請者名 株式会社松田会	廃止年月日 平成二十年六月三十日
-------------------------	---	-----------------	---------------------

〇宮城県告示第八百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更後 〇四六二八九〇〇二二	事業者の名称 社団法人宮城県看護協会加美訪問看護ステーション	事業者の所在地 加美郡加美町南町百八十一番一 加美郡加美町大門七十八番地の二	変更年月日 平成二十年四月一日
変更前 〇四七一〇〇〇一六	南東北居宅介護支援事業所	岩沼市里の杜一丁目二番六号	平成二十年四月九日
変更後 〇四七五二〇〇五三三	ニチイケアセンター 北四番丁	仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号東日本ビル三階	平成二十年四月二十八日

変更前		仙台市青葉区二日町十番二十一号アークオフィスビル五階一	平成二十年五月一日
変更後	〇四七一五〇〇九〇〇	介護プランひまわり	平成二十年五月一日
変更前		大崎市古川幸町二丁目六番八号	平成二十年五月十九日
変更後	〇四七〇六〇〇三七〇	社会福祉法人白石ひまわりひまわり福祉センター	平成二十年五月十九日
変更前		白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	平成二十年六月三日
変更後	〇四七〇六〇〇二三〇	株式会社ほほえみの里	平成二十年六月三日
変更前		白石市白川小奥字表前六十八番地	
変更後	〇四七〇六〇〇二三〇	株式会社ほほえみの里	

○宮城県告示第八百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日
〇四六五一九〇〇七二	社団法人宮城県看護協会双葉ヶ丘訪問看護ステーション	社団法人宮城県看護協会	平成二十年三月三十一日
〇四六〇八九〇〇一五	仙台市青葉区双葉ヶ丘一丁目二十三番十五号	社団法人宮城県看護協会	平成二十年六月三十日
〇四七五一〇〇七五六	社団法人宮城県看護協会角田訪問看護ステーション	医療法人岡崎	平成二十年三月三十一日
〇四七〇九〇〇一四三	さくら居宅介護支援センター 仙台市青葉区中央二丁目八番三十二号生活文化ビル	医療法人社団幸和会	平成二十年五月三十一日
	恵愛指定居宅介護支援事業所 多賀城市大代五丁目一番二		

○宮城県告示第八百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

変更前	〇四七二七〇〇六五七	和泉介護サービス・七ツ森	黒川郡富谷町ひより台一丁目三十八番九号シャイニーひより台一〇号	平成二十年四月一日
変更後	〇四七五二〇〇五三三	ニチイケアセンター北四番丁	大崎市大和町鶴巣北目大崎字岸百一番地六号	平成二十年四月二十八日
変更前	〇四七〇六〇〇三三九	社会福祉法人白石ひまわりひまわり福祉センター	仙台市青葉区二日町十二番二十一号アークオフィスビル五階	平成二十年五月十九日
変更後	〇四七〇六〇〇二三〇	株式会社ほほえみの里	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	平成二十年六月三日
変更前		株式会社ほほえみの里	白石市白川小奥字表前六十八番地	
変更後	〇四七〇六〇〇二三〇	株式会社ほほえみの里	白石市白川小奥字表前六十八番地	

二 介護予防訪問入浴

変更前	〇四七〇六〇〇三四七	社会福祉法人白石ひまわりひまわり福祉センター	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	平成二十年五月十九日
変更後				
変更前			白石市沢目五十六番地	
変更後	〇四七〇六〇〇三四七	社会福祉法人白石ひまわりひまわり福祉センター	白石市沢目五十六番地	

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称	事業者の所在地	変更年月日

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七二五〇〇九六七		〇四七〇六〇〇三五四		〇四七一五〇〇九〇〇
	株式会社高勝の家福祉部		社会福祉法人白石ひまわりセンター		介護プランひまわり
大崎市古川沢田字筒場浦十五	大崎市古川幸町一丁目四番三十一号	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	白石市沢目五十六番地一	大崎市古川幸町一丁目六番八号	大崎市古川幸町一丁目六番八号
	平成二十年六月一日	平成二十年五月十九日		平成二十年五月一日	平成二十年五月一日

四 特定介護予防福祉用具販売

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
	〇四七二五〇〇九〇〇		〇四七〇六〇〇三六二		〇四七〇六〇〇三六二
	介護プランひまわり		社会福祉法人白石ひまわりセンター		社会福祉法人白石ひまわりセンター
大崎市古川幸町一丁目六番八号	大崎市古川幸町一丁目六番八号	白石市福岡蔵本字薬師堂二十八番地二	白石市沢目五十六番地一	大崎市古川幸町一丁目四番三十一号	大崎市古川幸町一丁目四番三十一号
平成二十年五月一日	平成二十年五月一日	平成二十年五月十九日	平成二十年五月十九日	平成二十年六月一日	平成二十年六月一日

〇宮城県告示第八百二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護予防訪問介護	介護保険事業所番号	事業者の名称及び所在地	申請者名	廃止年月日

二 介護予防訪問入浴

〇四七五二〇〇九二二	東北ライフサービス青葉介護センター 仙台市青葉区支倉町一番七号支倉ハイツA'一	株式会社東北ライフサービス	平成二十年六月三十日
〇四七五二〇一五二三	こみケア訪問介護 仙台市宮城野区幸町一丁目十九番二十八号	株式会社こみケア	平成二十年六月三十日
〇四七五三〇二二九七	セベックヘルパーステーシオン 仙台市若林区荒町百七十二番地第一旭ビル二階	有限会社セベック	平成二十年六月三十日

介護保険事業所番号

〇四七〇九〇〇二八	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会 多賀城市中央一丁目一番一 多賀城市社会福祉センター内	社会福祉法人多賀城市社会福祉協議会	平成二十年四月一日
-----------	--	-------------------	-----------

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七五五〇〇九六	事業者の名称及び所在地 介護ショップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の一	申請者名 株式会社松田会	廃止年月日 平成二十年六月三十日
------------------------	---	-----------------	---------------------

四 特定介護予防福祉用具販売

介護保険事業所番号 〇四七五五〇〇九六	事業者の名称及び所在地 介護ショップマーク・トゥエイン 仙台市泉区寺岡一丁目二十五番地の一	申請者名 株式会社松田会	廃止年月日 平成二十年六月三十日
------------------------	---	-----------------	---------------------

〇宮城県告示第八百二十二号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

みやぎ仙南農業協同組合

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

二 農地保有合理化事業の実施地域

蔵王町及び丸森町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律

第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

研修等事業（法第四条第二項第四号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十年八月一日

○宮城県告示第八百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年八月八日

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台広長字八色一七の一、二〇の一、二〇の二、二二の一、二三から二八まで

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、平成二十年七月二十二日付け十九森整第八百九十九号で関係者あて通知したところ、次の者は、所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を加美町役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加美郡加美町字漆沢大野一の一、一の一、一の一、一の一、一の一、一の一（次の図に示す部分に限る。）

の六六、一の六七、字漆沢赤坂一五の一、二二（次の図に示す部分に限る。）

二 所在が不明である者の住所氏名

(一) 加美郡加美町字漆沢宿二十九番 高橋圓治

(二) 加美郡加美町字漆沢森下九番 高橋鶴吉

(三) 加美郡加美町字漆沢宿六番 佐藤栄五郎

三 通知の内容

一の森林について、平成二十年七月二十二日宮城県告示第七百八十三号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

（「次の図」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百二十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十年八月一日

二 免許を受けた者の名称

宮城県

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ロ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一 地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東

経一四一度三二分三八秒)から一度〇九分〇六秒 三〇・九八メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 六七度五九分四三秒 二六・四二メートルの地点

(3) 面積

九六・六九平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜二番三七七、五番一及び五番三に隣接する公有水面

(2) 区域

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(イ)点と(ロ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一 地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東

経一四一度三二分三八秒)から一五四度二三分四五秒 二三・〇九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 八一度二〇分二三秒 二七・六八メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 六七度五二分一九秒 一〇〇・〇〇メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 一四度五二分五九秒 五〇・〇〇メートルの地点

(ヘ)点 (ニ)点から 三三七度五二分一九秒 二五・〇〇メートルの地点

(3) 面積

七、四五九・〇一平方メートル

四 埋立地の用途

道路用地

○宮城県告示第八百二十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、公有水面埋立てを次のとおり免許した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 免許年月日

平成二十年八月一日

二 免許を受けた者の名称

女川町

三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

1 埋立区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

牡鹿郡女川町出島字別当浜二番三七七及び五番一に隣接する公有水面

(2) 区域

次の(イ)点から(ト)点を順次に直線で結んだ線、(ト)点と(オ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線、(オ)点と(ワ)点を直線で結んだ線及び(ワ)点と(イ)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(イ)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一 地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東 経一四一度三二分三八秒)から八一度五〇分〇三秒 六・七九メートルの地点

(ロ)点 (イ)点から 一一七度〇七分四九秒 一三・三〇メートルの地点

(ハ)点 (ロ)点から 二七度〇七分四九秒 四〇・〇〇メートルの地点

(ニ)点 (ハ)点から 一一七度〇七分五〇秒 一八・一七メートルの地点

(ホ)点 (ニ)点から 六七度五九分二七秒 五六・〇〇メートルの地点

(ヘ)点 (ホ)点から 一四度五三分三九秒 二五・〇〇メートルの地点

(ト)点 (ヘ)点から 三三八度〇八分四一秒 九・九七メートルの地点

(オ)点 (ト)点から 二四四度四五分五一秒 八五・二四メートルの地点

(ワ)点 (オ)点から 二四八度〇一分〇〇秒 二六・四二メートルの地点

(3) 面積

二、一六六・九七平方メートル

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

第一種寺間漁港区域内

(2) 区域
 牡鹿郡女川町出島字別当浜二番二七七、五番一及び五番三に隣接する公有水面

次の各点を順次に直線で結んだ線及び(A)点と(B)点を結ぶ平成十九年の秋分の満潮位(DL+一・五〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(A)点 牡鹿郡女川町出島字別当浜五番一地内に設置した基点(北緯三八度二六分一六秒、東経一四一度三二分三八秒)から一五四度一分三四五秒 二三・〇九メートルの地点

(B)点 (A)点から 八一度二〇分二三秒 二七・六八メートルの地点

(C)点 (B)点から 六七度五二分一九秒 一〇〇・〇〇メートルの地点

(D)点 (C)点から 一四度五二分五九秒 五〇・〇〇メートルの地点

(E)点 (D)点から 三三七度五二分一九秒 二五・〇〇メートルの地点

(3) 面積

七、四五九・〇一平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

○宮城県告示第八百二十七号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年八月五日

二 商号又は名称等

株式会社鈴木太	石巻市蛇田字新東前沼二百九十三	般・特・十七号 三千六百六	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年七月十日
株式会社関正勝	仙台市青葉区中江二丁目一・二	特・十八号 二千二百一	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年七月二日

湯山 妙子	有限会社湯山興	大崎市鳴子温泉字坂ノ上二十六・四	般・十七号 一万七千五	一部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十年七月三日
佐藤 克巳	有限会社アサヒビルド	仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目三十四・二十	般・十六号 一万七千二	一部廃業 一般建設業 電気工事業 管工事業	平成二十年七月一日
伊藤 耕	株式会社アイテム	大崎市古川旭三丁目八・十二	般・十八号 一万六千三	全部廃業 一般建設業 大工工事業	平成二十年七月八日
工藤 武蔵	東武建設株式会社	仙台市若林区蒲町字東五十	般・十九号 一万三千七	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	平成二十年七月三日
佐藤 仁志	アーバン興発株式会社	仙台市泉区泉中央一丁目三十八・八	般・十六号 一万二千八	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業	平成二十年七月三日
熊谷 修逸	東光塗装	気仙沼市魚町一丁目六・十一	般・十八号 一万三百九	全部廃業 一般建設業 塗装工事業	平成二十年七月二日
高嶋 悦男	株式会社三協建設	大崎市古川新田字旭八十三・一	般・十七号 九千七百五	一部廃業 一般建設業 造園工事業	平成二十年七月七日
組 純二	有限会社佐久間	白石市福岡蔵本字西町十五・二	般・十九号 八千七十二	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業	平成二十年七月九日
曾根 正弘	共栄電気工務株式会社	栗原市築館字沢入七十	般・特・十七号 七千三百三十	全部廃業 特定建設業 電気工事業 土木工事業 とび・土工事業 管工事業 ほ装工事業 消防施設工事業	平成二十年七月二日
				水道施設工事業 一般建設業 建築工事業 造園工事業	

株式会社クラス 夕川 峰子 秋川 峰子	仙台市泉区館三丁目四 十九・二	般一十七 千七百七 六 百三 号	全部廃業 一般建設業 大工事業 左官事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 板金工事業 ガラス工事業 塗装工事業 防水工事業 内装工事業 熱縁工事業 建具工事業	平成二十年 七月四日
有限会社大網建 設 菅尾 佳明	宮城郡利府町花園二丁 目四・二	般一十八 千七百七 六 百五十六 号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	平成二十年 七月三日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月八日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区 間	供用開始年月日
県 道	古川佐沼線	栗原市瀬峰新田沢五四番一 地先から 同市瀬峰新田沢二二六番一 地先まで	平成二十年 八月八日

○宮城県告示第八百二十九号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 大和松坂流通団地地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により審査した結果、岩沼市が行う土地改良事業（丸沼地区）計画を適当と決定したので、同条第六項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十年八月八日

宮城県仙台地方振興事務所

所 長 齋 藤 俊 夫

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業（丸沼地区）計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年八月十三日から平成二十年九月九日まで

三 縦覧場所

岩沼市役所

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城郡利府町加瀬字天形二十七番

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町加瀬字天形二十九番地
宗教法人天祥寺

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十年八月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務総合管理システム（旅費システム）改修業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年七月二十四日
- 四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 e-miyagi 財務総合管理システム改修企業連合（代表構成員）富士通株式会社東北営業本部 仙台市青葉区一番町二丁目三番十二号（構成員）カヌエ株式会社 仙台市青葉区三丁目一番十八号
- 五 契約金額 三十一億二千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百六十七条の二第一項第八号第三号

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第132号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年8月8日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

- 1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）
 - (2) 実施期日
平成20年9月9日（火）から平成20年9月17日（水）まで（土・日曜日・祝日を除く。）の6日間（9月9日から同月16日までの土・日曜日・祝日を除く5日間は、午前9時30分から午後4時50分まで、同月17日は、午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了考査を実施する。）
- 2 実施場所
仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

- 3 受講定員
40人
- 4 受講対象者
受講対象者は、受講申込日において、次のいずれかに該当する者
 - (1) 最近5年間に3号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
 - (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
 - (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
 - (5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事しているもの
- 5 受講手続
 - (1) 申込み受付期間
平成20年8月20日（水）から平成20年9月2日（火）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。
 - (2) 申込書の提出先
宮城県内の各警察署生活安全課
なお、郵送による提出は受け付けない。
 - (3) 提出書類
 - ア 警備員指導教育責任者講習申込書1通及び受講対象者に該当することを疎明する書面
 - イ 受講対象者に該当することを疎明する書面は次のとおりとする。
 - (ア) 前記4-(1)に該当する者
最近5年間に、3号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警

備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(4) 前記4 - (2)に該当する者
1級検定の合格証明書の写し

(4) 前記4 - (3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 前記4 - (4)に該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(4) 前記4 - (5)に該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上3号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

ウ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184）

○宮城県公安委員会告示第133号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年8月8日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）

第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

2 実施期日

(1) 交通誘導警備業務1級

平成20年11月11日（火）午前9時から午後5時00分まで

(2) 交通誘導警備業務2級

平成20年11月12日（水）午前9時から午後5時00分まで

3 実施場所

仙台市泉区高森2丁目1番地の39

仙台地域職業訓練センター

4 受検定員

(1) 交通誘導警備業務1級 30人

(2) 交通誘導警備業務2級 30人

5 受検対象者

(1) 交通誘導警備業務1級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 検定期則第4条に規定する2級の検定（交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務2級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めるもの

(2) 交通誘導警備業務2級

宮城県内に住所を有する者又は宮城県内の営業所に属する警備員

6 検定内容

交通誘導警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験（学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。）

7 受検申請手続

(1) 検定申請の受付期間

交通誘導警備業務1級、2級とも平成20年9月25日（木）から同年10月8日（水）まで（土・

日曜日を除く。)の10日間(毎日午前9時から午後5時00分まで)ただし、先着順に受け付け、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申請書の提出先
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。

ア 宮城県内に住所地を有する者

住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 宮城県内に住所地を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

ウ 宮城県内に住所地を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの

住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(3) 提出書類

ア 交通誘導警備業務1級

(ア) 検定申請書(検定規則様式第1号) 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(エ) 前記5-(1)-アに該当する者については、交通誘導警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通

(オ) 前記5-(1)-イに該当する者については、1級検定受検資格認定書の写し 1通

(カ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

イ 交通誘導警備業務2級

(ア) 検定申請書(検定規則様式第1号) 1通

(イ) 住所地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地を疎明する書面 1通

(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

(エ) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(4) 受検手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第66の項に基づき、

ア 交通誘導警備業務1級 14,000円

イ 交通誘導警備業務2級 14,000円

の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

なお、既納の受検手数料は、還付しない。

8 検定の実施に関し必要な事項

検定に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。

9 その他

検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)

住 居

○住居(郵便番号) 981-1101(仙台市太白区) 中

ベーン

七

九

行

住

路

黒川郡大衡村大衡字鏡沢11番
三丁目地先から
同村松の平三丁目四番11地先
まで

黒川郡大衡村大衡字鏡沢11番
三丁目地先から
同村松の平三丁目四番11地先
まで